

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しよん



吹田市川園町20・1
TEL (06) 63383・2211
FAX (06) 63382・8190
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

第56回重税反対全国統一行動

3月14日に第56回重税反対全国統一行動吹田集会をアスワーク吹田（市立勤労者会館）で開催されました。集会には民商、生健会、新日本婦人の会、年金者組合、消費税をなくすの会の5団体から180名が参加。新婦人の平岡さんの司会で集会が始まり、最初に民商の塚本会長から主催者代表としてあいさつ。塚本会長はこの間の税務署の収受印問題と取り組みについて「自営業者にとって各種証明や契約に必要なもの」と強調。消費税やインボイスなどの問題にも触れ、民商運動を強めるために民商を大きくするために力を貸してほしいと訴えました。生健会、年金者組合、なくす会の3団体からそれぞれの立場から報告があり、記念講演として元衆議院議員のしみずただしさんよりお話ししていただきました。清水さんは石破首相の商品券問題から、官房機密費、年収の壁、インボイス、消費税、国保や介護保険、大企業の優遇税制、膨れ上がる軍事費などの問題についてジョークを交えながら楽しくお話しいただきました。最後に税金はお金のある所から、無駄な税金の使い道を正せば、消費税を減税しインボイスを廃止にできる財源は14兆円を生み出せることを強く訴えていただきました。集会後は商店街を一周するパレードを行い、私たち中小業者の要求をアピールしました。パレードはさんくす広場で終了し参加者は吹田税務署へ申告書を提出。それぞれ申告書を提出しながら、申告書や届出書への収受印の捺印を求めました。参加者のうち十数名は納税証明書の即日交付も求めました。



確定申告と集団申告への参加お疲れ様でした。申告が終わると6月ごろから申告所得や消費税の確定額にに応じて中間納付や事業税、住民税、保険料など納付が必要となります。減免や減額申請も期限がありますので、必要があればお早めにご相談ください。

所得税の予定納税

所得税の確定申告書の申告納税額（令和6年分は第一表の⑤の金額）が15万円以上であれば、予定納税が必要になります。この予定納税は申告納税額の3分の1を7月と11月に納税します。税務署からは納付書や通知書が届きます。もし前年と比較して所得が減少し納める税金が少なくなる場合には、6月30日までの収支や控除に基づいて減額申請ができます。第1期と第2期を減額する場合には7月15日、第2期のみの場合には11月15日が申請期限です。予定納税は所得税の前払いのような仕組みですが、納期限までに納付しないと延滞税が発生します。今年だけ申告納税額が増加したなどの場合は、早めに減額申請の準備をしておきましょう。

消費税の中間納付

消費税の確定した年税額（申告書⑨の金額）が48万円を超えると必要となります。申告書の⑨の金額が400万円までの場合は年1回の中間納付となり、税額は確定申告書の⑨と⑩の合計金額の半額を納付します。また業績悪化などが必要があれば、仮決算に基づく中間申告ができます。納期限、中間申告の期限はともに9月30日です。

事業税

事業税は営業所得や不動産所得が290万円を超えると課税されます。営業もしくは不動産所得から事業主控除の290万円を差し引いた金額に業種ごとの税率（4％、5％）を乗じた金額が納税額です。8月と11月の2回に分けて納税します。初めて事業税の納税義務者になった場合には、府税事務所から事業区分を確定させるための調査票が届きます。

住民税や保険料等

住民税は6月上旬に通知書と納付書が届きます。国民健康保険と介護保険は6月中旬に、後期高齢者医療保険料は7月中旬に保険料の通知書が届きます。国保料減免を希望する方は6月末までに申請するようにしてください。（7月以降も申請できますが納期限を過ぎた保険料は減免されません）

伝言板

無料法律相談

4月17日（木）13時00分 民商事務所

北大阪総合法律事務所の弁護士が相談をお受けします。予約制ですので、希望する方は民商までご連絡ください。定員は4名です。

お買い物は地元の市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともに！

北大阪総合法律事務所・豊中法律事務所 共催セミナー
住むところがなくなる！？「区分所有法改正案の問題点」

報告：馬越 俊佑 弁護士（豊中総合法律事務所）

4月11日（金）18時30分（申込後オンライン参加）

今国会において賃借権消滅請求の創設を含む区分所有法改正案が提出され、国会審議中です。同法案では建替え決議がされた場合に正当事由なしに賃借権の消滅請求ができるとされています。この法案の問題点を説明します。